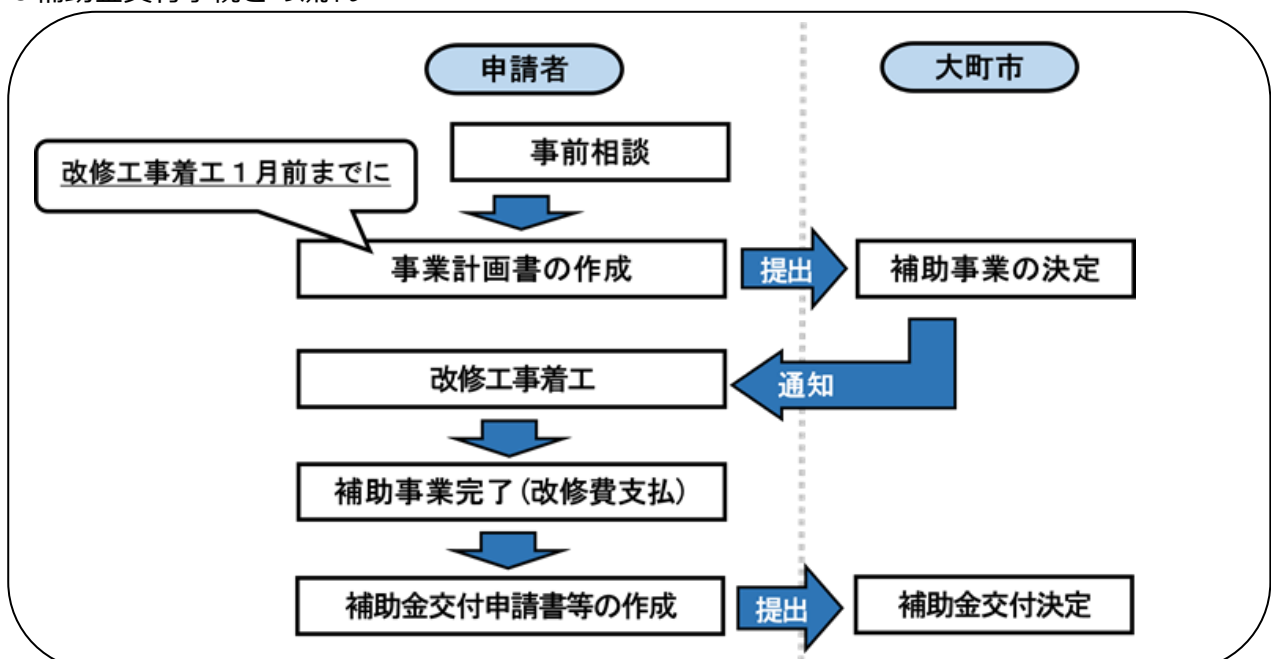


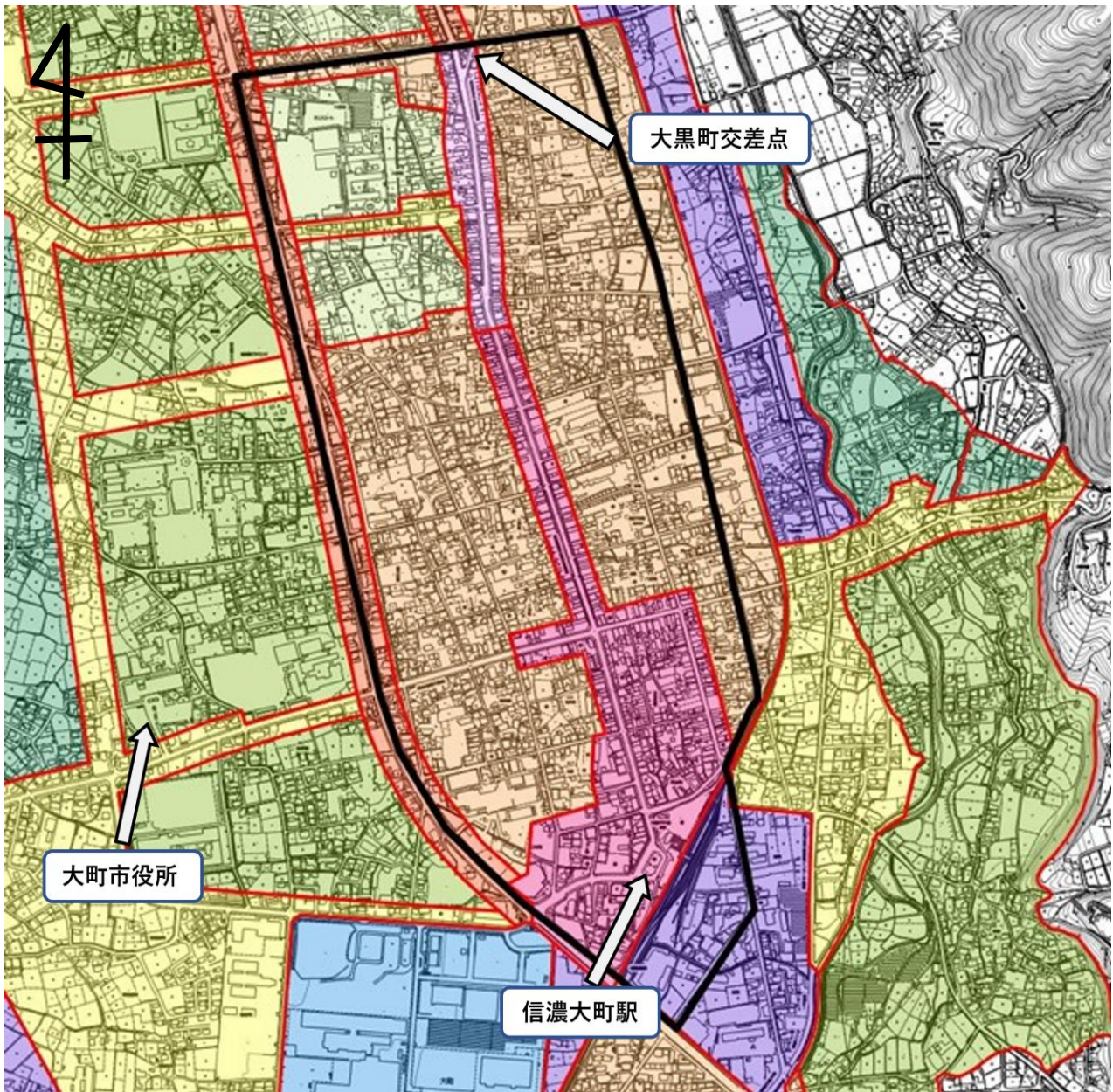
空き店舗活用事業（改修費用補助）

| | |
|-------|--|
| 目的 | 中心市街地の空き店舗を改修して開業しようとする方を支援し、商店街の活性化を図ることを目的としています。 |
| 要件 | <p>(1) 中心市街地の空き店舗を商業用施設または集客施設等として活用すること。</p> <p>(2) 中心市街地に存在する建物であること。 <small>※都市計画法第8条に規定する商業地域及び近隣商業地域並びにこれらの地域に隣接する地域で市長が特に認めた場所に存在する建物であること。（裏面参照）</small></p> <p>(3) 過去に商店・事務所等に使用されていて、<u>90日以上利用されていない建物</u>であること。</p> <p>(4) (1)の施設として3年以上継続して活用すること。</p> |
| 補助額 | <p>●集客施設（ギャラリー、多目的ホール、フリーマーケット等の施設）として改修する場合 改修費の1/2以内 限度額500万円 <small>※集客施設の運営において使用料を徴収する場合は、運営管理費に見合う程度とし、営利目的として運営しないこと。 <small>※要件の確認等で時間を要することがありますので、事前にご相談ください。</small></small></p> <p>●商業用施設として改修する場合 改修費の1/3以内 限度額100万円</p> |
| 申請手続 | 改修工事着手1月前 までに補助事業計画書に、賃貸借契約書の写し（賃貸物件の場合）・見積書・店舗の位置図（住宅地図等）・店舗内の平面図（見取り図）を添付して、提出してください。 |
| 報告と支払 | 補助金は、補助事業完了後の支払となります。補助事業の決定を受けた期間満了後、補助金交付申請書及び補助事業完了報告書（竣工写真、改修にかかる領収書の写し添付）を提出してください。 |

●補助金交付手続きの流れ



空き店舗活用事業補助金対象エリア（黒枠内）



制度の詳細、様式のダウンロードはホームページをご覧ください。▶



◇問い合わせ先 大町市役所 地域振興部 まちづくり産業課 商業労政政係
電話 22-0420 (内線542)
E-mail machisan@city.omachi.nagano.jp